

平成十六年総務省告示第八百五十九号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード表（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件）の一部を改正する告示案 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）別表第二号の四の規定に基づき、平成十六年総務省告示第八百五十九号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード表（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十三年三月一日から施行する。

（同上）

無線局事項書及び工事設計書の各欄の記載に用いるコード（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）の様式とそれぞれ次の表の三の欄に掲げるコード表に定めるコードを記載するものとする。

一 記載欄	二 無線局事項書及び工事設計書の様式													三 コード表			
	別表第二号						別表第二号の二						別表第二号の三		別表第二号の四		
無線局種別コードの欄	第1	第2	第3	第4	第5	第6	第1	第2	第3	第4	第5	第6	第7	第8	第1	第3	別表第一号
放送事項の欄																	別表第二号
無線設備の設置場所の欄																	別表第三号
無線設備の設置場所又は常置場所の欄																	

一 記載欄	二 無線局事項書及び工事設計書の様式													三 コード表			
	別表第二号						別表第二号の二						別表第二号の三		別表第二号の四		
無線局種別コードの欄	第1	第2	第3	第4	第5	第6	第1	第2	第3	第4	第5	第6	第7	第8	第1	第3	別表第一号
放送事項の欄																	別表第二号
無線設備の設置場所の欄																	別表第三号
無線設備の設置場所又は常置場所の欄																	

移動範囲の欄																					
無線設備を設置しようとする区域の欄																					別表第四号
業務区域の欄																					

別表第四号 移動範囲コード、設置区域コード及び業務区域コード

第 1 基本コード

(表略)

第 2 付加コード

(表略)

別表第二十三号 無線設備の規格コード

項 目	コード
設備規則第49条の6の3第1項及び第4項に規定する基地局の無線設備	<u>CD 1 F C</u>
設備規則第49条の6の3第1項及び第5項に規定する基地局の無線設備	<u>CD 1 F B</u>
設備規則第49条の6の4第1項及び第4項に規定する基地局の無線設備	<u>CD 2 F C</u>
設備規則第49条の6の4第1項及び第5項に規定する基地局の無線設備	<u>CD 2 F B</u>
設備規則第49条の6の5第1項及び第4項に規定する基地局の無線設備	<u>CD 3 F C</u>
設備規則第49条の6の5第1項及び第5項に規定する基地局の無線設備	<u>CD 3 F B</u>
設備規則第49条の6の9第1項及び第4項に規定する基地局の無線設備	<u>S F D 1 F C</u>

移動範囲の欄																					
無線設備を設置しようとする区域の欄																					別表第四号
業務区域の欄																					

別表第四号 移動範囲コード及び業務区域コード

(同左)

(同左)

(同左)

別表第二十三号 無線設備の規格コード

項 目	コード
設備規則第58条の2の13第1項に規定する固定局の無線設備	<u>F X</u>

設備規則第49条の6の9第1項及び第5項に規定する基地局の無線設備	SFD1FB		
設備規則第49条の28第1項、第2項、第5項及び第7項に規定する基地局の無線設備	BWA1FC		
設備規則第49条の28第1項、第2項、第6項及び第7項に規定する基地局の無線設備	BWA1FB		
設備規則第49条の29第1項、第2項、第5項及び第7項に規定する基地局の無線設備	BWA2FC		
設備規則第49条の29第1項、第2項、第6項及び第7項に規定する基地局の無線設備	BWA2FB		
(略)	(略)	(同左)	(同左)